

5 高福第 4 8 6 0 号
令和 6 年 3 月 2 2 日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和 6 年 4 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について (通知)

新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。)については、令和 5 年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、日常における感染防止対策については、各自の判断に委ねられることが基本とされたところですが、今般、厚生労働省から令和 6 年 4 月以降の医療提供体制や公費支援等について通知がありました。

これによると、新型コロナにかかる高齢者施設等への支援については、本年 3 月末までで終了する一方、今後も、新型コロナに限らず、高齢者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら介護サービスを提供するとともに、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上を図ることが必要とされていますので、引き続き感染対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。

また、令和 6 年度介護報酬改定において、高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る取組が措置されることとなりましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

※ 令和 6 年度介護報酬改定 (感染対策) の内容

- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- ・ 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等の評価

○ 「高齢者施設等における感染対策等について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459008.pdf>

○ 高齢者施設等内での感染発生時の対応体制について

感染拡大時には、地域の医療ひっ迫の状況等に応じ、軽症の患者等は高齢者施設等内で療養いただくなどの対応が必要となるため、すべての高齢者施設等で、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の確保をお願いします。

※令和6年度の報酬改定で、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していることなど、協力医療機関が満たすべき基準が示されました。

○ 感染症の陽性者が発生した場合の対応方法等

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、(令和5年9月25日更新)
「介護職員のための感染対策マニュアル」

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

○ 事業継続計画（BCP）の点検・策定

令和3年4月から、全サービスについてBCPの作成が義務づけられています。(令和6年3月まで努力義務)

なお、令和6年度の報酬改定で、作成していない事業所は、減算となることが示されました。

※事業継続のため衛生用品等の計画的な備蓄に努めてください。

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

○ 療養期間等の考え方について

感染症法上の位置づけの変更後は、他人に感染させるリスクが高い発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459006.pdf>

○ 面会等の留意点について

「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448343.pdf>

【令和6年3月末で終了】

○ 県高齢福祉課への報告

入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上の感染が発生した場合に報告をお願いしておりましたが、3月末までの発生分をもって報告不要とします。

なお、所在市町村（広域連合）及び管轄する保健所に対しては令和6年4月以降も以下の通知により引き続き報告をお願いします。

URL:<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/505871.pdf>

○ クラスタ発生及び感染拡大を抑制するための支援策

<職員に対するスクリーニング検査>

入所系施設等（「医療みなし」を除く）の利用者に接する業務に従事する職員を対象とした定期的な抗原定性検査（無料）については、3月末をもって終了します。なお、検査キットの申込については、既に終了しています。

<衛生資材等の購入補助>（令和5年度発生経費まで）

罹患者発生施設等に対する衛生用品の購入、施設内療養等に要する費用等への補助（介護サービス確保対策事業費補助金）については、令和5年度発生分をもって終了します。

申請期限までに申請できなかった令和5年度発生経費については、令和6年5～6月頃に申請を受け付ける予定としております。受付スケジュールは別途 Web ページでお知らせします。

URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r5service-kakuho.html>

○ 退所前連携加算の算定

介護保険施設において、医療機関からの退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に退所前連携加算（500単位）を算定できる取扱いについては、3月末をもって終了します。

担 当 施設グループ

電 話 052-954-6287 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

担 当 介護保険指導第二グループ

電 話 052-954-6861 (ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)